

令和 6 年 4 月 22 日現在

機関番号：18001

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13339

研究課題名（和文）第一次世界大戦後日本の治安体制の多角的研究：国際的位置づけと日本の特徴

研究課題名（英文）A multifaceted study of Japan's security system after World War I

研究代表者

萩原 淳（Hagihara, Atsushi）

琉球大学・人文社会学部・准教授

研究者番号：50757565

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では第一次世界大戦後日本の治安体制について分析し、第一次世界大戦後から1930年代前半までの「結社」をめぐる概念・治安法の歴史的展開を明らかにした。とりわけ、結社規制の運用については、明治期から1930年代前半までの連続性、非連続性を結社規制発動事例の悉皆的な調査を通じて明らかにした。また、本研究では治安法制定における外国法の影響及びマスメディア、衆議院議員・貴族院議員の外国法に対する認識についても明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第一に、治安法に関する研究への貢献である。治安維持法は「結社取締法」として成立した。しかし、先行研究では治安維持法そのものに焦点が当てられ、近代日本の治安法形成における「結社」の概念・取締法の形成・変質過程はいわば研究史上の盲点となっていた。第二に、国際的位置づけについてである。同時代において欧米諸国が「過激派」に対し、どのような法規制を行ったのか。そして、日本は外国法のいかなる点を継受したのかという比較法制史的視点は希薄であり、その間隙を、ささやかながらも埋めることができた。

研究成果の概要（英文）：This study analyzed Japan's security system after World War I. This study clarified the historical development of the concept of "association" and security law from the post-World War I period to the early 1930s. In particular, the study clarified the continuity and discontinuity in the operation of association regulations from the Meiji period to the early 1930s through a comprehensive survey of cases in which association regulations were enforced. The study also analyzed the influence of foreign law on the formation of Japanese security law.

研究分野：日本政治外交史

キーワード：司法省 検察

1. 研究開始当初の背景

第一次大戦後日本の治安体制は治安警察法(1900年制定)から治安維持法(1925年制定)への舵を切った。治安維持法が市民的自由を制約し、多くの人権侵害を生んだことは広く知られている。

近代日本の治安体制に関する先行研究は主に以下の4つの観点から進められてきた。

(a)治安維持法の制定・運用過程(奥平康弘『治安維持法小史』筑摩書房、1977年など)

(b)特高の抑圧体制の形成と展開(荻野富士夫『特高警察体制史』せきた書房、1984年など)

(c)第一次大戦後の司法省と内務省との政策競合(渡辺治「1920年代における天皇制国家の治安法制再編成をめぐる」『社会科学研究』1976年など)

(d)治安維持法制定と日ソ国交樹立の関係(小林幸男『日ソ政治外交史』有斐閣、1985年)

これらの研究の主たる問題意識は、第二次大戦後の基本的人権や社会運動との関わりから近代日本の抑圧の実態を探ること、治安維持法がいかなる過程で成立し、その後適用範囲が拡大したのかを検証すること、にあった。

2. 研究の目的

以上の先行研究を踏まえ、本研究ではこれまで十分に検討されてこなかった以下の2点について考察し、第一次世界大戦後日本の治安体制を多角的に明らかにすることを目的とした。

第1に、「結社」をめぐる概念・取締法の歴史的展開である。治安維持法は「結社取締法」として成立した。しかし、先行研究では治安維持法そのものに焦点が当てられ、治安法形成における「結社」の概念・取締法の形成・変質過程はいわば研究史上の盲点となっている。明治期から政府は「結社」をきわめて重視し、取締法を制定してきたのであり、それらとの連続性・非連続性を踏まえることで、近代日本の治安体制の変化とそれらに通底する問題を析出できると考えた。また、結社の概念及び取締法も、プロシア結社法など外国法から継受したものであり、その継受と変質過程を分析することで、下記の分析視点と合わせ、日本の特徴を明らかにする。

第2に、外国からの影響及び国際的位置づけである。先行研究では、戦後の価値観から弾圧の実態が強調される一方、同時代において欧米諸国が「過激派」に対し、どのような法規制を行ったのか。そして、日本は外国法のいかなる点を継受したのかという比較法制史的視点は希薄である。しかし、治安維持法制定のきっかけとなった第一次大戦後の共産主義運動は、同時代の欧米諸国、とりわけ米で重要な政治課題であり、日本は米などの治安立法を参考にした。そのため、日本の治安体制を第一次大戦後の共産主義運動の世界的潮流の中に位置づけた上で、日本の特徴を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究では、可能な限り史料を収集し、それらを比較、検討することを通じて上記の研究課題を明らかにしようとした。その例として、帝国議会の議事録に収録されている議論、「有松英義関係文書」(東京大学法学部研究科附属近代日本法政史料センター原資料部)に収録されている立法例調査、牧野英一ら法学者の著作における議論などを利用して分析した。

4. 研究成果

第1に、国際的位置づけの点では次のように指摘した。日本の結社規制法の転換は第一次世界大戦の影響を受けた過激社会運動取締法案の立案において、内乱罪が準用され、アメリカ法も参照されたことによりもたらされた。この変化は司法省の主導であり、内務省は曖昧な字句を批判、列挙するなど修正したが、枠組みは1928年の治安維持法改正まで受け継がれていった。治安維持法での立法例の第1はドイツとなり、同法28年改正ではソ連へと変遷した。

第2に、治安警察法制定から1934年までの結社規制の運用について、次のように指摘した。まず、治安警察法下の結社規制の発動は、少数にとどまった。第一次世界大戦後、結社の存立を許されなかったのは日本共産党や一部の共産主義、無政府主義の秘密結社であった。農民労働党結成以前において結社禁止処分を受けた非政社は2社にとどまった。政社認定については普通選挙期成同盟会を最後に行われなくなっていた。1928年には4団体に結社禁止処分が下されたが、その後、当局は無産政党の結党前に必要に応じて綱領などを修正させることで、結社の存立を認める方針に転じた。この結果、説諭により事実上結社組織を禁止された労農同盟支部を除き、無産政党の存立は認められた。他方、1920年代末から隆盛した外郭団体については、大衆団体としての性質上、団体変革結社とみなすことが困難であることから、個々の会員を目的遂行罪で検挙した。結果として、効果の疑わしい治安警察法の発動は見送られ、33年中に治安維持法上の団体変革結社と認定されたのは日本労働組合全国協議会のみであり、34年の治安維持法改正案中の支援結社に該当すると想定された団体も4団体にとどまった。

しかし、その後当局は結社規制の適用対象を無政府主義団体、宗教団体、人民戦線運動を推進する団体にも拡大させていく。また、結社そのものも分散化、複雑化し、結社に至らない集団も多数形成される。これらの結社規制の適用対象の拡大及び分散化、複雑化した結社、集団に対す

る規制の具体的展開については今後の課題として残された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 萩原淳	4. 巻 23
2. 論文標題 明治・大正期日本における政治結社の規制	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 政策科学・国際関係論集	6. 最初と最後の頁 1-159
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 萩原淳	4. 巻 22
2. 論文標題 第一次世界大戦後日本の治安法の変容と外国法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 政策科学・国際関係論集	6. 最初と最後の頁 1-54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 萩原淳	4. 巻 21
2. 論文標題 近代日本の司法関係資料の現状と司法政治史研究の現在	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 政策科学・国際関係論集	6. 最初と最後の頁 1-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 萩原淳
2. 発表標題 戦間期日本における結社の規制
3. 学会等名 法制史学会近畿部会第474回例会（招待講演）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 萩原 淳	4. 発行年 2021年
2. 出版社 中央公論新社	5. 総ページ数 320
3. 書名 平沼駿一郎	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------